

東川町不妊治療費助成事業

町では、不妊治療を受ける方の経済的支援のため、令和5年4月1日以降に開始した治療費について、保険適用とされた分の自己負担額について全額を助成します。

1. 助成対象となる治療

一般不妊治療	タイミング療法、人工授精
生殖補助医療	体外受精、顕微授精、男性不妊治療等

上記の内健康保険が適用されているものが対象となります。これらの治療の一環として行われる検査も対象となります。

2. 助成対象となる方

健康保険が適用されている一般不妊治療、又は生殖補助医療を受けており、次の要件を全て満たす方

- ・夫婦のいずれかが、治療を受けた日の6か月前から申請日までの間、引き続き東川町に住所を有すること。
- ・夫婦のいずれも町民税等の滞納がないこと（東川町に住民票がある方）。
- ・他の市区町村で同一の治療に関して助成を受けていないこと。
- ・専門医（産婦人科、又は泌尿器科）による治療を受けていること。

※所得制限はありません。所得にかかわらず申請できます。また事実婚も対象となります。対象年齢および助成回数は健康保険の適用要件と同じです。

3. 健康保険の適用要件

区分	対象年齢	助成回数	
生殖補助医療	治療開始時に女性の年齢が43歳未満であること	初めての治療開始時点の女性の年齢	回数の上限（注意）
		40歳未満	通算6回まで（1子ごとに）
		40歳以上43歳未満	通算3回まで（1子ごとに）
一般不妊治療	年齢・回数制限はありません		

※保険診療下で行った回数のみカウントし、過去の治療実績や助成利用の実績は加味されません。

※対象となる医療機関は国内の医療機関に限ります。鍼灸治療や夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療、第三者が妻の代わりに妊娠・出産する治療は助成の対象外です。

4. 助成額

不妊治療に要した医療費（または調剤費）のうち、保険診療分の自己負担額（全額）を助成します。ただし、高額療養費制度またはその他の医療費軽減制度（以下、高額療養費等）の対象となる場合は、その制度を適用後の自己負担額（全額）が助成対象となります。

- ・事前に高額療養費等の申請を行い、「限度額認定証」を利用することで、窓口での支払いを自己負担額限度額までに済ませることができます。申請方法については、現在ご加入の健康保険者に確認してください。
- ・高額療養費制度の詳細は、厚生労働省ホームページ「高額療養費制度を利用される皆さまへ」をご覧ください。助成の対象となる費用は、医療機関で受けた不妊治療に要した費用の自己負担分となります。ただし、食事代、文書料、個室料などの不妊治療に直接関係のない費用は除きます。

5. 申請方法

1) 本事業の対象に該当するかどうかを事前に判断するため、チェックシートを申請の前に（可能であれば治療開始前に）保健福祉課まで提出してください。

- ・チェックシートはホームページからダウンロードできます。また窓口でも記入していただけますが、来所が難しい方は、お電話での聞き取りでも構いません。

2) 治療終了後に、必要書類を揃えて保健福祉課窓口へ提出（申請）してください。

6. 申請時期

- 1) 一般不妊治療については、3月から翌年2月分をまとめて3月末までに申請してください。ただし治療が終了した場合は随時申請することができます。
- 2) 生殖補助医療については、1回の治療が終了した時点で、治療終了日が属する年度内に申請してください。

7. 申請に必要な書類

1) 東川町不妊治療費助成事業申請書

申請の際に窓口でお渡しします。町のホームページからダウンロードすることもできます。

申請書はご夫婦のどちらかです。どちらかが町外に住民票を有する場合は、町内に住民票を有する方を申請者としてください。(申請者と振込先名義人を同一にしてください)

一般不妊治療と生殖補助医療の両方の申請がある場合は、それぞれで申請してください。

2) 東川町不妊治療費助成事業受診等証明書

治療終了後に医療機関で作成を依頼してください。院外処方を受けた方は、調剤薬局にも作成を依頼してください。文書料は助成の対象になりません。

3) 領収書・明細書の原本

受診等証明書に記載されている治療期間内の領収書及び明細書全てが必要です。

4) 健康保険証の写し

夫婦それぞれ分が必要です。

5) 通帳の写し

振込先の口座支店名、口座番号が記載されたページをコピーしたもの

【必要に応じて】

- ・高額療養費制度またはその他の医療費軽減制度が適用されている場合のみ提出してください(限度額認定証、給付決定通知書等)
- ・事実婚の場合のみそれぞれの戸籍謄本(発行日より1か月以内のもの)
- ・事実婚関係に関する申立書
- ・夫婦いずれかの住所が町外にある場合、町外に住所を有する方の住民票

8. 令和5年3月31日以前の治療について

令和5年3月31日以前に治療を開始し、令和5年4月1日以降に終了した不妊治療についても、助成の対象となる場合がありますので、担当窓口へご相談ください。

<お問い合わせ(申請先)>

東川町役場 保健福祉課 保健指導室
住所：東川町東町1丁目16番1号
電話：0166-82-2111(内506)
担当：石渡